

公文書不開示決定通知書

環林第26号  
平成31年4月16日  
(環境林務課扱い)

中村 満雄 様

鹿児島県知事 三反園 訓



平成31年3月22日付けで開示請求のあった公文書については、次のとおり開示しないことを決定したので、鹿児島県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称等	「霧島田口扇山2704-1他」への太陽光発電建設に関する環境影響評価を実施するにあたって、鹿児島県環境影響評価条例に基づき、県に提出された申請書類、関連資料
開示しない理由	当該文書は提出されていないため、存在しません。
事務担当課	環境林務課 企画調整係 電話番号 099 (286) 2587 内線3333
備考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事三反園訓に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は鹿児島県知事三反園訓となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。